

(対大臣・副大臣・政務官)
4月11日(木)参・法務委

民事局 作成
石井 苗子 議員(維新)

1問 司法書士及び土地家屋調査士について、これまで使命規定がなかった理由は何か、法務大臣に問う。

〔現行法の趣旨〕

現行の司法書士法第1条・土地家屋調査士法第1条は、昭和53年の法改正の際に新設されたもので、法律自体の「目的」を定める規定である。

〔現状－役割の重要性〕

その後、司法書士・土地家屋調査士は、専門資格者としてその職域を確立し、近年は、その業務内容が拡大し、社会において重要な役割を果たすようになってきている。

また、最近では、所有者不明土地問題の解決等のため登記制度の適正化が重要な課題となっており、その専門職者としての職責は極めて重くなっているといえる。

〔改正法の趣旨－使命と職責の自覚〕

このような状況を踏まえると、司法書士・土地家屋



調査士が、我が国社会において専門家として認知されていることを前提に、その使命を明らかにする規定を設けることにより、個々の司法書士・土地家屋調査士の方々に自らの使命感と職責をさらに高めていただき、幅広い分野において活躍していただくことは重要であると考えられる。

そこで、今般、司法書士法及び土地家屋調査士法に使命規定を設けることとしたものである。」

(参考) 参照条文

○新司法書士法

改正法	現行法
(司法書士の使命)	(目的)
第一条 司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。	第一条 この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もって国民の権利の保護に寄与することを目的とする。

○新土地家屋調査士法

改正法	現行法
(土地家屋調査士の使命)	(目的)
第一条 土地家屋調査士(以下「調査士」という。)は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界(不動	第一条 この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関

産登記法（平成十六年法律
第二百二十三号）第二百二十三
条第一号に規定する筆界を
いう。第三条第一項第七号
及び第二十五条第二項にお
いて同じ。）を明らかにす
る業務の専門家として、不
動産に関する権利の明確化
に寄与し、もって国民生活
の安定と向上に資すること
を使命とする。

する登記手続の円滑な実施
に資し、もって不動産に係
る国民の権利の明確化に寄
与することを目的とする。

【責任者：民事局 村松民事第二課長 内線 携帯 】

平成31年4月11日（木）
石井 苗子 議員（維新）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

2問 日本司法支援センター，通称法テラスで実施している「特定援助対象者法律相談援助」について，司法書士の活用を検討すべきだと思うが，法務当局の見解を問う。

〔特定援助対象者法律相談援助の内容と実施件数について〕

日本司法支援センター，通称法テラスでは，平成30年1月24日から，認知機能が十分でない高齢者・障害者等を対象として，福祉機関等からの連絡を受け，弁護士・司法書士が出張して法律相談を行うアウトリーチ型の「特定援助対象者法律相談援助」を実施している。

同援助については，平成31年3月27日現在で，速報値で合計676件の利用実績があるところ，このうち司法書士が実施したものは55件であり，その割合は約8.1パーセントとなっている。

同一期間の一般の民事法律扶助における法律相談援助の全事件数が速報値で37万755件であり，このうち司法書士が実施したものの割合が約1.8%（注）であることと比べると，特定援助対象者法律相談援助における司法書士の実施割合が高いことが見て取れるところであり，同援助の運用開始前に司法書士会等と連携しつつ，同援助の利用につき，司法書士会内や福祉機関への周知・広報を徹底したこともあって，司法書士の方々には，法テラスの同援助を積極的に利用し，相談に当たっていただいているものと承知している。

（注）6，791件

[結論－法務省としても必要な協力]

引き続き，市民に身近な法律家である司法書士の方々が，より一層，法テラスの特定援助対象者法律相談援助を積極的に利用して法律相談を行っていただけるよう，法務省としても必要な協力をしてまいりたい。

平成31年4月11日(木)
石井 苗子議員(維新)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

3問 戒告が官報公告されるにもかかわらず、聴聞を経る必要はないという立法例として、他にどのようなものがあるのか、法務当局に問う。

(答)

例えば、弁護士法においては、戒告を含めた懲戒の処分について、その内容を官報公告しなければならないとされているが、戒告の処分について、聴聞を経ることを必要とする規定は設けられていない。

また、税理士法においても同様に、戒告を含めた懲戒の処分について、その内容を官報公告しなければならないとされているが、戒告の処分について、聴聞を経ることを必要とする規定は設けられていない。

(参考) 戒告処分について聴聞手続を必要としている例
社会保険労務士，弁理士，公認会計士

(参照条文)

○弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)

(懲戒の種類)

第五十七条 弁護士に対する懲戒は、次の四種とする。

一 戒告

二～四 (略)

第六十四条の六 (略)

2 (略)

3 日本弁護士連合会は、弁護士会又は日本弁護士連合会が対象弁護士等を懲戒したときは、遅滞なく、懲戒の処分の内容を官報をもつて公告しなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第四十三条の十五 弁護士会がこの法律に基づいて行う処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章、第三章及び第四章の二の規定は、適用しない。

（行政手続法の適用除外）

第四十九条の二 日本弁護士連合会がこの法律に基づいて行う処分については、行政手続法第二章、第三章及び第四章の二の規定は、適用しない。

（懲戒委員会の審査手続）

第六十七条 （略）

2 審査を受ける弁護士又は審査を受ける弁護士法人の社員は、審査期日に出頭し、かつ、陳述することができる。この場合において、その弁護士又は弁護士法人の社員は、委員長の指揮に従わなければならない。

3 （略）

○税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）

（懲戒の種類）

第四十四条 税理士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

一 戒告

二・三 （略）

第四十八条 財務大臣は、第四十五条又は第四十六条の規定により懲戒処分をしたときは、遅滞なくその旨を官報をもつて公告しなければならない。

○社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）

（聴聞の特例）

第二十五条の四 厚生労働大臣は、第二十五条の二又は第二十五条の三の規定による戒告又は業務の停止の懲戒処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2・3 （略）

（懲戒処分の通知及び公告）

第二十五条の五 厚生労働大臣は、第二十五条の二又は第二十五条の三の規定により懲戒処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、その理由を付記した書面により当該社会保険労務士に通知するとともに、官報をもつて公告しなければならない。

○弁理士法（平成十二年法律第四十九号）

（懲戒の手續）

第三十三条（略）

2・3（略）

4 経済産業大臣は、前条の規定により戒告又は二年以内の業務の停止の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手續の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。（懲戒処分の公告）

5（略）

第三十六条 経済産業大臣は、第三十二条の規定により懲戒の処分をしたときは、その旨を官報をもって公告しなければならない。

○公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

（処分の手續）

第三十二条（略）

2・3（略）

4 内閣総理大臣は、第三十条又は第三十一条の規定により第二十九条第一号又は第二号に掲げる懲戒の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手續の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

5（略）

（調書の作成及び公開並びに懲戒処分の公告）

第三十四条（略）

2（略）

3 内閣総理大臣は、第三十条又は第三十一条の規定により懲戒の処分をしたときは、その旨を公告しなければならない。

平成31年4月11日(木)
石井 苗子議員(維新)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

4問 清算が終了した法人に対して、業務停止や解散の処分をした場合の実際的な効果は何か、法務当局に問う。

(答)

1 現状

現行の司法書士法・土地家屋調査士法においては、清算を完了した司法書士法人・土地家屋調査士法人については、法人格が消滅し、処分の名宛て人が消滅するため、これに対してはもはや懲戒処分をすることができないものと解される。

そのため、このことを利用して、司法書士法人・土地家屋調査士法人について、清算を完了させて法人格を消滅させることによって、不当に懲戒処分を免れるという事態が生じ得る。

2 改正法案の趣旨及び概要

そこで、改正法案においては、その対策として、懲戒の処分の手続に付された法人については、清算終了後においても、懲戒処分をすることを可能とするべく、その法人は存続するものとみなす旨の規定を設けることとしている(新司法書士法第48条第2項、新土地家屋調査士法第43条第2項)。

3 清算終了後の法人に対する処分の実際的な効果

このように、清算終了後の法人についても、存続するものとみなして懲戒処分を行うことの効果としては、当該法人に懲戒事由があったことを社会的にも明らかにするという実際的な効果があることのほか(注1)、司法書士法人・土地家屋調査士法人が、解散又は業務の全部の停止を受けた場合において、その処分を受けた日以前30日以内にその社員であった者でその処分を受けた日から一定の期間(注2)を経過

しないものについては、他の司法書士法人の社員になることができないという法律上の制約を受けることが挙げられる。

(注1) 懲戒処分は公告される(司法書士法第51条, 土地家屋調査士法第46条)。

(注2) 司法書士法人・土地家屋調査士法人が処分を受けた日以前30日以内にその社員であつた者でその処分を受けた日から3年(業務の全部の停止の処分を受けた場合にあっては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないものは、他の法人の社員になることができない(新司法書士法第28条第2項第2号, 新土地家屋調査士法第28条第2項第2号)。

(参照条文)

○新司法書士法

改正法	現行法
(司法書士法人に対する懲戒) 第四十八条 (略)	(司法書士法人に対する懲戒) 第四十八条 (略)
<u>2 前項の規定による処分の手続に付された司法書士法人は、清算が終了した後においても、この章の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。</u>	<u>2 (略)</u>

(社員の資格)

第二十八条 司法書士法人の社員は、司法書士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

一 第四十七条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第四十八条第一項の規定により司法書士法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日以内にその社員であつた者でその処

分を受けた日から三年（業務の全部の停止の処分を受けた場合にあつては、当該業務の全部の停止の期間）を経過しないもの

三 司法書士会の会員でない者

○新土地家屋調査士法

改正法	現行法
(調査士法人に対する懲戒) 第四十三条 (略)	(調査士法人に対する懲戒) 第四十三条 (略)
<u>2 前項の規定による処分の手続に付された司法書士法人は、清算が終了した後においても、この章の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。</u>	<u>2 (略)</u>

(社員の資格)

第二十八条 調査士法人の社員は、調査士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

一 第四十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第四十三条第一項の規定により調査士法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年（業務の全部の停止の処分を受けた場合にあつては、当該業務の全部の停止の期間）を経過しないもの

三 調査士会の会員でない者

(対大臣・副大臣・政務官)
4月11日(木)参・法務委

民事局 作成
山口 和之議員(維新)

1問 法律の専門家としての、司法書士の質を担保するためには、登録前研修を義務化し、そこであわせて簡易裁判所代理権を取得するための研修も行うようにするべきではないかと思うが、法務大臣の見解を問う。

〔研修の現状〕

現在、司法書士の研修については、日本司法書士会連合会の会則に基づく研修や、全国各地の各司法書士会が独自に行う研修等が実施されているところ、司法書士試験合格後の登録前研修(注1)及び簡裁訴訟代理権を取得するための研修(注2)については、全ての司法書士に受講義務があるとはされていないものと承知している。

〔登録前研修の義務化について〕

御提案のあった登録前研修の義務化も司法書士の質を担保する手段の一つであると認識している。

他方で、現在、実施されている登録前研修は、日本司法書士会連合会や各司法書士会において自主的に実施されているものであって、研修生の受講意欲の向上に向けた研究や工夫も重ねられているものと承知しており、そのような自主性を尊重するこ

とも重要であると認識している。

法務省としては、今後も日本司法書士会連合会等の関係団体と連携しつつ、司法書士の質を担保するための方策について検討してまいりたい。

〔簡裁訴訟代理権を取得するための研修の義務化について〕

また、簡裁訴訟代理権を取得するための研修は司法書士法の規定（注3）に基づくものであり、研修内容についても研修時間を100時間以上とするなど所定の基準を充足することが必要となるものである。このことに鑑みると、簡裁訴訟代理業務を行う予定のない者も含めて全ての司法書士にその受講義務を負わせることについては、受講者の負担なども考慮する必要があることから、慎重な検討を要すると考えている。」

(注1) 登録前研修（新人研修）は、日本司法書士会連合会が行う①中央研修（集合研修）、②ブロック新人研修、各司法書士会が行う③司法書士会研修（事務所配属研修：6週間以上）に分かれている。このうち①の中央新人研修の平成29年度試験合格者の受講率は、約90%である。

(注2) 簡裁訴訟代理権を取得するための研修は、司法書

(対大臣・副大臣・政務官)
4月11日(木)参・法務委

民事局 作成
仁比 聡平 議員(共産)

1問 司法書士及び土地家屋調査士について、それぞれの専門職者としての意義・役割を、法務大臣に問う。

〔司法書士について〕

1 司法書士は、司法書士法の定めるところによりその業務とする各種の法律事務の専門家として、不動産取引の場面や民事紛争の場面など国民生活の様々な場面において、国民に身近な法律家として、国民の権利を実現し、これを擁護する役割を果たしておられるものと承知している。

〔土地家屋調査士について〕

2 また、土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記の専門家であり、また、土地の筆界(ひっかい)に関する専門家として、不動産取引の場面のほか、法務局における筆界特定手続の円滑な運用(注)や登記所備付地図の整備にも尽力し、我が国における不動産に関する権利の明確化に寄与しておられるものと承知している。

(注) 平成17年の不動産登記法の改正により、筆界特定制

度が創設され、土地家屋調査士は、その手続の申請代理人として主体的に関与しているほか、同制度の筆界調査委員の主たる担い手ともなっている。

(参考) 参照条文

○新司法書士法

改正法	現行法
<u>(司法書士の使命)</u> 第一条 司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。	<u>(目的)</u> 第一条 この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もつて国民の権利の保護に寄与することを目的とする。

○新土地家屋調査士法

改正法	現行法
<u>(土地家屋調査士の使命)</u> 第一条 土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第三条第一項第七号及び第二十五条第二項において同じ。）を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国	<u>(目的)</u> 第一条 この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。

民生活の安定と向上に資することを使命とする。	
------------------------	--

○不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）
（定義）

第百二十三条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 筆界 表題登記がある一筆の土地（以下単に「一筆の土地」という。）とこれに隣接する他の土地（表題登記がない土地を含む。以下同じ。）との間において、当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線をいう。

【責任者：民事局 村松民事第二課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】

(対^天大臣・副大臣・政務官)
4月11日(木)参・法務委

民事局 作成
仁比 聡平 議員(共産)

2問 全国青年司法書士協議会等の行う人権擁護活動については、重要だと思いが、法務大臣の認識を問う。

〔司法書士会の人権擁護活動について〕

(御指摘のとおり、) 司法書士は、日本司法書士会連合会に「市民の権利擁護推進室」を設置し、経済的困窮者や高齢者の権利擁護などに関する様々な事業を行っている(注1)。また、全国青年司法書士協議会等の団体において、「全国一斉生活保護110番」や「全国一斉養育費相談会」といった様々な相談会を行うなど、様々な人権擁護活動を行っていただいているものと認識している。

〔結論〕

司法書士は、国民にとって身近な法律家(注2)であり、そのような司法書士が、その専門性を活かしながら、人権擁護活動の一翼を担っていただくことは重要なことであると考えている。

(注1) 日本司法書士連合会では、平成29年2月、市民の権利擁護推進室の下に7つの部会を設置し、各種社会貢献・人権擁護活動を実施している。

1. 経済的困窮者の権利擁護部会
2. 高齢者の権利擁護部会
3. 障がい者の権利擁護部会
4. 子どもの権利擁護部会
5. 自死問題対策部会
6. 犯罪被害者等支援部会
7. セクシュアル・マイノリティの権利部会

(注2) 平成14年4月5日衆・法務委細川律夫君(民主)
に対する大臣答弁

○森山国務大臣 (前略) 司法書士の皆さんは、今までは登記の代理の業務とか裁判所に提出する書類の作成などを中心にして、全国にあまねく所在しておられまして、むしろ弁護士さんよりは全国の隅々に広くいらっしやって、国民に身近な法律家という役目を従来も果たしておられました。

今回認められます簡易裁判所における代理権を有する司法書士がふえてまいりますと、従来に増して国民にとって身近な、そして頼りがいのある法律家として、その分野においてさらに大きな役割を果たしていただけるのではないかと期待しております。

【責任者：民事局 村松民事第二課長 内線 携帯 】

(対大臣・副大臣・政務官)
4月11日(木)参・法務委

民事局 作成
仁比 聡平 議員(共産)

3問 使命規定を置き、その使命の一つとして、司法書士が、憲法上保障される人権を擁護する主体であることを明確にするものだと理解しているが、どうか、法務大臣に問う。

〔「国民の権利を擁護」という文言の理解について〕

改正法案第1条は、司法書士の使命を規律するものであり、司法書士を主体とした上で、国民の権利を擁護することをその使命として明確にするものである。

そして、司法書士が、「国民に身近な法律家」として、幅広く国民の権利を擁護することが期待されていることに照らせば、ここでいう「権利」の内容として、当然、憲法上の基本的人権も含まれるものと考えている。

(参考) 参照条文

○新司法書士法

改正法	現行法
(司法書士の使命)	(目的)
第一条 司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専	第一条 この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等

門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。	に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もって国民の権利の保護に寄与することを目的とする。
---	---

【責任者：民事局 村松民事第二課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】

(対~~大臣~~・副大臣・政務官)
4月11日(木)参・法務委

民事局 作成
仁比 聡平 議員(共産)

4問 使命規定に「国民」とあるが、外国人を排除する趣旨ではないと理解してよいか、法務大臣に問う。

改正法案による改正後の司法書士法第1条の使命規定においては、「国民の権利を擁護し」との文言が使用されているが、その趣旨は、外国人の権利の擁護を除く趣旨のものではない。」

(参考) 参照条文

○新司法書士法

改正法	現行法
(司法書士の使命) 第一条 司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。	(目的) 第一条 この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もつて国民の権利の保護に寄与することを目的とする。

【責任者：民事局 村松民事第二課長 内線 携帯 】

平成31年4月11日(木)
仁比 聡平議員(共産)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

5問 懲戒権者を法務大臣とし、一定の権限は法務局又は地方法務局に対して委任するようだが、事実の調査については、これからも司法書士会に委嘱して行われるという理解でよいか、法務当局に問う。

(答)

1 改正法案では、司法書士・土地家屋調査士等に対する懲戒については、法務大臣が行うこととしているが、他方で、法務大臣は、その権限を法務省令で定めるところにより、法務局又は地方法務局の長に委任することができるものとしている(司法書士法第71条の2、土地家屋調査士法第66条の2)。

これは、懲戒事由の存否の判断に係る事実面の調査などについては、対象となる司法書士や土地家屋調査士の活動範囲に近接した各法務局・地方法務局の長が行うのが合理的であることが少なくないと考えられることから、その権限の一部を委任することを可能としたものである。

2 そこで、改正法案の施行後においても、懲戒に係る手続のうち、事実の調査等については、法務省令に規定を設けることで、全国の法務局・地方法務局の長に委ねることを予定している(注1)。

そして、この法務局又は地方法務局の長が行う事実の調査については、引き続き、必要に応じて、各司法書士会にも委嘱することを想定している(注2)。

(注1) なお、これは、飽くまでも事実の調査など一部の権限を法務局・地方法務局の長に委任することを想定しているものであり、例えば事実の認定や処分の量定については、法務大臣がその権限を行使することとなる。

(注2) 現在、司法書士に対する懲戒については、全ての事案について、司法書士会に調査を委嘱している。

(参照条文)

○新司法書士法

改正法	現行法
<p>(司法書士に対する懲戒)</p> <p>第四十七条 司法書士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該司法書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 戒告</p> <p>二 二年以内の業務の停止</p> <p>三 業務の禁止</p>	<p>(司法書士に対する懲戒)</p> <p>第四十七条 司法書士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は、当該司法書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>三 (同上)</p>
<p>(司法書士法人に対する懲戒)</p> <p>第四十八条 司法書士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該司法書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 戒告</p> <p>二 二年以内の業務の全部又は一部の停止</p> <p>三 解散</p> <p>2 前項の規定による処分の手続に付された司法書士法人は、清算が終了した後においても、この章の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。</p>	<p>(司法書士法人に対する懲戒)</p> <p>第四十八条 司法書士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は、当該司法書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>三 (同上)</p> <p>2 司法書士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長(前項に規定するものを除</p>

(懲戒の手続)

第四十九条 何人も、司法書士又は司法書士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、法務大臣に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。

2 前項の規定による通知があつたときは、法務大臣は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。

3 法務大臣は、第四十七条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4・5 (略)

(権限の委任)

第七十一条の二 この法律に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところに

く。)は、当該司法書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。ただし、当該違反が当該従たる事務所に関するものであるときに限る。

一 戒告

二 当該法務局又は地方法務局の管轄区域内にある当該司法書士法人の事務所についての二年以内の業務の全部又は一部の停止

(懲戒の手続)

第四十九条 何人も、司法書士又は司法書士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、当該司法書士又は当該司法書士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。

2 前項の規定による通知があつたときは、同項の法務局又は地方法務局の長は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。

3 法務局又は地方法務局の長は、第四十七条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4・5 (同上)

より、法務局又は地方法務局長に委任することができる。	(新設)
----------------------------	------

○新土地家屋調査士法

改正法	現行法
<p>(調査士に対する懲戒)</p> <p>第四十二条 調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 戒告</p> <p>二 二年以内の業務の停止</p> <p>三 業務の禁止</p> <p>(調査士法人に対する懲戒)</p> <p>第四十三条 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 戒告</p> <p>二 二年以内の業務の全部又は一部の停止</p> <p>三 解散</p> <p>2 前項の規定による処分の手続に付された調査士法人は、清算が終了した後においても、この章の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。</p>	<p>(調査士に対する懲戒)</p> <p>第四十二条 調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>三 (同上)</p> <p>(調査士法人に対する懲戒)</p> <p>第四十三条 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>三 (同上)</p> <p>2 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長(前項に規定するものを除く。)は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。ただし、当該違反</p>

(懲戒の手続)

第四十四条 何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、法務大臣に対し、当該事実を通知し、適切な措置をとることを求めることができる。

2 前項の規定による通知があつたときは、法務大臣は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。

3 法務大臣は、第四十二条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4・5 (略)

(権限の委任)

第六十六条の二 この法律に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところにより、法務局又は地方法務局の長に委任することができる。

が当該従たる事務所に関するものであるときに限る。

一 戒告

二 当該法務局又は地方法務局の管轄区域内にある当該調査士法人の事務所についての二年以内の業務の全部又は一部の停止
(懲戒の手続)

第四十四条 何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、当該調査士又は当該調査士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に対し、当該事実を通知し、適切な措置をとることを求めることができる。

2 前項の規定による通知があつたときは、同項の法務局又は地方法務局の長は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。

3 法務局又は地方法務局の長は、第四十二条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4・5 (同上)

(新設)

○司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）

（司法書士法等違反に関する調査）

第四十一条の二 法務局又は地方法務局長は、必要があると認めるときは、法又は法に基づく命令の規定に違反する事実の有無について、法務局又は地方法務局の保有する登記申請書その他の関係資料の調査を、その管轄区域内に設立された司法書士会に委嘱することができる。

2 司法書士会は、前項の規定による調査の委嘱を受けたときは、その調査の結果を、委嘱をした法務局又は地方法務局長に報告しなければならない。

3 略

○土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）

（調査士法等違反に関する調査）

第三十九条の二 法務局又は地方法務局長は、必要があると認めるときは、法又は法に基づく命令の規定に違反する事実の有無について、法務局又は地方法務局の保有する登記申請書その他の関係資料の調査を、その管轄区域内に設立された調査士会に委嘱することができる。

2 調査士会は、前項の規定による調査の委嘱を受けたときは、その調査の結果を、委嘱をした法務局又は地方法務局長に報告しなければならない。

3 略

平成31年4月11日(木)
仁比 聡平議員(共産)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

6問 除斥期間について、10年以上前の業務について、蒸し返式的に調査が開始され、処分がされるということではなくともいうことで良いか、法務当局に問う。

(答)

1 現状

現行法には、一定の期間を経過した後は懲戒処分をすることができないこととする除斥期間に関する規定が設けられていない。

そのため、業務を行ってから相当程度の長期間を経過した後に懲戒に関する調査が実施された際に、当時の資料等が廃棄されたり、記憶が忘失する等の事情により、司法書士・土地家屋調査士において十分な防御をすることができなかった事案があるとの指摘がされている。

また、このような事態を避けるために、司法書士・土地家屋調査士は、業務に関する資料等の保存について相当な費用を負担し続けなければならない、過大な負担となっているとの指摘がされている。

2 改正法案の趣旨及び概要

こうした指摘を踏まえ、改正法案においては、司法書士・土地家屋調査士の防御を可能にし、関係資料等の保存の負担を軽減する等の観点から、新たに7年の除斥期間を設けることとしている。

3 結論

したがって、改正法案の下では、懲戒事由があったときから、例えば、10年以上が経過したものについて、蒸し返式的に、調査がされ、懲戒処分がされるといった事態は生じないこととなる。

(参考) 経過措置

この改正に関して、改正法案附則では、施行日以後に行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続を開始する事案について適用することとしている（附則第4条第2項、第8条第2項）。

そこで、新設される除斥期間の規定は、施行前に懲戒の事由が発生していても、施行日以後に行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続（聴聞手続）を開始する場合には、適用されることとなる。

(参照条文)

○新司法書士法

改正法	現行法
<u>(除斥期間)</u> <u>第五十条の二 懲戒の事由があつたときから七年を経過したときは、第四十七条又は第四十八条第一項の規定による処分の手続を開始することができない。</u>	(新設)

○新土地家屋調査士法

改正法	現行法
<u>(除斥期間)</u> <u>第四十五条の二 懲戒の事由があつたときから七年を経過したときは、第四十二条又は第四十三条第一項の規定による処分の手続を開始することができない。</u>	(新設)

○司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案附則

(司法書士又は司法書士法人の懲戒の手続に関する経過措置)

第四条 (略)

2 新司法書士法第五十条の二の規定は、施行日以後に行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続を開始する処分について適用する。

(土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の懲戒の手続に関する経過措置)

第八条 (略)

2 新土地家屋調査士法第四十五条の二の規定は、施行日以後に行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続を開始する処分について適用する。

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハマまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 (略)

(対^{大臣}・副大臣・政務官)
4月11日(木)参・法務委

民事局 作成
糸数 慶子議員(沖縄)

1 問 司法書士の使命規定について、現行法の目的規定にあった「国民の権利の保護」を改正法案では「国民の権利を擁護」とした理由は何か、また、弁護士^の使命とされている「基本的人権」の擁護とせずに「国民の権利」の擁護とした理由は何か、法務大臣に問う。

〔現行法と改正法案との相違点について〕

1 現行の司法書士法では、法律の目的として、「この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、(中略)もつて国民の権利の保護に寄与することを目的とする。」と定めている。

そして、改正法案では、司法書士の使命として、「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする(中略)法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」と定めることとしている。

〔国民の権利を「擁護」とした理由〕

2 このように、現行法第1条は、司法書士法という法律の目的を規定するものであるため、同法により実現される状態として、国民の権利が保護されるこ

とを掲げているものである。これに対し、改正法案第1条は、司法書士の使命を規律するものであり、司法書士を主体とした上で、国民の権利を守っていくということその使命として規定するものであるため、能動的な行為を表すものとして、弁護士法と同様に、「擁護」との用語を使用するのがより適切であると判断したものである。

〔「基本的人権」ではなく「国民の権利」とした理由〕

3 また、弁護士の使命規定を定めた弁護士法第1条と異なり、改正法案においては、「基本的人権」との用語を使用していないが、これは、現行法第1条が「国民の権利」との語を用いていたことを踏まえたものである。」

(参考) 参照条文

○新司法書士法

改正法	現行法
(司法書士の使命)	(目的)
第一条 司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。	第一条 この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もつて国民の権利の保護に寄与することを目的とする。

平成31年4月11日(木)
糸数 慶子議員(沖縄)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

2問 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の数について、最近5年間のそれぞれの推移を、法務当局に問う。

(答)

1 土地家屋調査士の人数の推移

土地家屋調査士の人数は、近年、減少する傾向にあり、各年の4月1日時点において、

平成26年は1万7111人、

平成27年は1万7017人、

平成28年は1万6940人、

平成29年は1万6761人、

平成30年は1万6625人となっている。

2 土地家屋調査士法人の数の推移

他方で、土地家屋調査士法人の数は、近年、増加する傾向にあり、各年の4月1日時点において、

平成26年は197、

平成27年は213、

平成28年は226、

平成29年は239、

平成30年は256となっている。

(参考) 統計値は、「土地家屋調査士白書2018」等による。

平成31年4月11日(木)
糸数 慶子議員(沖縄)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

3問 土地家屋調査士法人は増えているが、土地家屋調査士自体は減少傾向にある原因は何か、法務当局に問う。

(答)

土地家屋調査士法人の数は、土地家屋調査士の業務の内容が多様化・大規模化していることや、一度設立された法人は相当の期間は存続するのが通常であることなどから、次第に増加する傾向にある。

これに対し、土地家屋調査士の人数が減少傾向にある原因は明らかではないが、近年、土地家屋調査士試験の出願者数自体が減少傾向にあるため(注1)、土地家屋調査士に新たに登録される人数も大きく増加はしていないことが要因の一つであると考えられる(注2)。

現在、自然災害に対する備えの充実や所有者不明土地問題への対応などの観点から、登記所備付地図の作成作業の重要性がこれまで以上に高まっていることなどを踏まえると、土地家屋調査士の業務に対する需要が高まることも予想される。

法務省としては、土地家屋調査士の業務の円滑な実施が阻害される状況が生じないように、土地家屋調査士の業務を取り巻く状況を注視するとともに、より多くの方々に土地家屋調査士を目指していただけるよう、土地家屋調査士制度の広報等に努めてまいりたい。

(注1) 土地家屋調査士試験出願者数等の推移

平成26年	5754人出願	407人合格	(7.1%)
平成27年	5659人出願	403人合格	(7.1%)
平成28年	5658人出願	402人合格	(7.1%)
平成29年	5837人出願	400人合格	(6.9%)

平成30年 5411人出願 418人合格 (7.7%)

(注2) 土地家屋調査士登録者数の推移

平成24年 418人

平成25年 366人

平成26年 376人

平成27年 418人

平成28年 383人

(平成29年以降の統計値は、土地家屋調査士白書2018に記載がない。)

平成31年4月11日(木)
糸数 慶子議員(沖縄)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

4問 土地家屋調査士が行うADRに関する業務の具体的内容について、法務当局に問う。

(答)

- 1 全国50の土地家屋調査士会においては、土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事上の紛争を取り扱う裁判外紛争解決手続機関、いわゆるADR機関として、境界問題相談センターを設置している(注)。
- 2 このセンターでは、境界が現地において明らかでないことを原因とする民事紛争の早期解決のために、土地家屋調査士と弁護士とが調停人として当事者間での話し合いによる解決の支援を行っているものであり、典型的には隣接する土地の境界について争いがあり、時効取得の成否が問題となる事案や、越境している工作物の撤去や明渡しも併せて求めている事案などが取り扱われる。
- 3 また、法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士は、弁護士と共同で受任して、ADR手続の代理人として業務を行うことが可能である(土地家屋調査士法第3条第1項第7号、第2項)。

(注) このうち、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく認証を受けている境界問題相談センターは、24会である。

なお、「境界問題相談センター」は総称であり、各会において名称は異なっている。

(参考) 参照条文

○土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)

(業務)

第3条 調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一～六 (略)

七 土地の筆界(不動産登記法第二百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第二十五条第二項において同じ。)が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続(民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続(訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。)をいう。)であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができるものと認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理

八 前号に掲げる事務についての相談

2 前項第七号及び第八号に規定する業務(以下「民間紛争解決手続代理関係業務」という。)は、次のいずれにも該当する調査士に限り、行うことができる。この場合において、同項第七号に規定する業務は、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、行うことができる。

一 民間紛争解決手続代理関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。

二 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。

三 土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)の会員であること。

3～5 (略)

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)

(民間紛争解決手続の業務の認証)

第5条 民間紛争解決手続を業として行う者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)は、その業務について、法務大臣の認証を受けることができる。

平成31年4月11日(木)
糸数 慶子議員(沖縄)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

5問 土地家屋調査士が関与したADRの件数の近年の推移について、法務当局に問う。

(答)

全国の境界問題相談センターにおける相談件数は、近年では、平成24年度の1092件をピークに減少し、平成27年度に637件と最も少なかったものの、平成28年度には688件、平成29年度には713件と増加傾向にある(注)。

また、調停の申立て件数は、平成29年度は38件と少なかったものの、平成22年度から平成28年度まで、概ね約50件から約60件前後で推移していると承知している。

(注) 全国の土地家屋調査士会ADRセンターの相談・調停件数

	相談	調停申立て
平成22年度	887件	62件
平成23年度	941件	45件
平成24年度	1092件	52件
平成25年度	742件	61件
平成26年度	653件	54件
平成27年度	637件	56件
平成28年度	688件	66件
平成29年度	713件	38件

平成31年4月11日(木)
系数 慶子議員(沖縄)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

6問 土地家屋調査士が関与するADRの件数が増加していない理由は何か、また、このADRに関する業務を増やす方策はあるか、法務当局に問う。

(答)

- 1 全国の境界問題相談センターにおけるADRの利用件数が伸びていない要因としては複数のものが考えられるが、その一つとして、国民に対する周知が進んでおらず、知名度が十分でないことがあるものと考えられる。
- 2 その対応策としては、法務省においても、これまで、法務局と境界問題相談センターとが連携し、筆界特定制度及び土地家屋調査士会ADR制度のそれぞれのメリットなどを記載した共通リーフレットを作成するなどして、広報活動を行ってきたところである。
また、平成30年2月には、当局民事第二課及び日本土地家屋調査士会連合会の連名で、より効果的な連携方策を実施するため、「筆界特定制度と土地家屋調査士会ADR制度の今後の連携方策について」を取りまとめたが(注)、その中では、広報の重要性を再確認しつつ、弁護士会のほか、裁判所や地方公共団体等に対しても積極的に広報活動を実施していくこととしている。
- 3 法務省としては、引き続き、関係機関と連携して、土地家屋調査士会の関与するADRの一層の周知に取り組んでまいりたい。

(注)「筆界特定制度と土地家屋調査士会ADR制度の今後の連携方策について」(平成30年3月26日付け法務省民二第157号民事第二課長通知)

平成31年4月11日(木)
糸数 慶子議員(沖縄)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

7問 AI化の進展に伴う今後の司法書士の業態変化の方向性についてどのように考えるか、法務当局に問う。

(答)

1 (委員御指摘のとおり) 法律サービスの分野を含む極めて幅広い分野において、人工知能を含む最先端の技術の活用が進み、法律サービスの在り方等についても、様々な変化が起こり得るとの予測が様々にされていることは認識している。

他方で、最先端の技術の具体的な活用方策としては様々なものが想定される場所であり、技術革新の成果がどのように法律サービスの内容に影響を及ぼすのかについては、にわかには予測することも困難であり、司法書士が現に提供する法的サービスの内容や、司法書士が我が国の取引社会において取引の安全や安定のために現に果たしている役割にどのような影響を及ぼしていくものであるかについては、今後の技術革新の推移等も踏まえつつ、注意深く見守る必要があるものと認識している。

2 いずれにしても、法律サービスにおけるIT技術の活用については、それが国民全体の権利利益を損なうことなく、法律サービスの質の向上に資するものであるかといった観点を含め、司法書士等の業務の在り方に与える影響についてよく注視して参りたい。

(注) 平成29年4月6日参・法務委元榮太一郎議員(自民)に対する大臣答弁

○国務大臣(金田勝年君) 元榮委員が御指摘のリーガルテック、これはリーガルとテクノロジーの造語であるというふうに承知してお

りますが、法律サービス等の分野で人工知能といったような最先端のIT技術を活用するものであると、このように理解しております。その想定される具体的な内容というのは様々なものがあるものと認識をいたしております。

弁護士等の提供する法律サービスにおけるIT技術の活用につきましては、それが国民全体の権利利益を損なうことなくサービスの質の向上に資するものであれば普及が進むことは望ましいのではないかと、このように考えておる次第であります。

平成31年4月11日(木)
糸数 慶子議員(沖縄)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

8問 弁護士の方が司法書士及び土地家屋調査士よりも人数が多い現状を踏まえ、司法書士や土地家屋調査士へのアクセスがしにくくなっているのではないかと、司法書士及び土地家屋調査士の人数を増やす必要があるのではないかと、法務当局に問う。

(答)

1 現状

平成30年4月1日時点において、司法書士の人数は約2万2千人、土地家屋調査士の人数は約1万7千人となっている。

他方、弁護士の人数は、平成30年3月末時点において、約4万人(注1)であるものと承知している。

2 所見

確かに、弁護士の人数は司法書士及び土地家屋調査士を合計した人数を上回っているが、弁護士との比較において、司法書士・土地家屋調査士へのアクセスが困難になっているといった事態が生じているとはいえないものと認識している。

例えば、司法書士についてみると、司法書士の人数は弁護士の人数の半分程度であるものの、実際に司法書士の人数が弁護士の人数を下回っている都道府県は、東京都、大阪府、愛知県など一部の都道府県にとどまっているところである(注2)。

このように、都市部などを除けば、引き続き、司法書士・土地家屋調査士は、市民に身近な存在としてご活躍いただいていると認識している。

加えて、日本司法書士会連合会においては、司法過疎地で

の開業支援や巡回相談の実施などにも取り組まれているところであり（注3），司法書士・土地家屋調査士には，今後とも，市民に身近な存在として活躍していただくことを期待している。

（注1）平成30年3月末時点の弁護士数（2018年版弁護士白書）
40,066人

（注2）司法書士の人数が弁護士の人数を下回っている都道府県（2018年版土地家屋調査士白書）
北海道，宮城県，千葉県，東京都，神奈川県，愛知県，京都府，大阪府，岡山県，広島県，福岡県，沖縄県

（注3）日本司法書士会連合会による司法過疎対策の取組内容（2018年版司法書士白書）

- ・司法過疎地で開業予定の会員等への支援金の貸与
- ・司法過疎地での開業の情報提供等のためのフォーラムの開催
- ・司法過疎地での法律相談所の設置
- ・司法過疎地での定期的な巡回法律相談の実施 等

平成31年4月11日(木)
糸数 慶子議員(沖縄)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

9問 司法書士法人及び土地家屋調査士法人の継続の規定を設ける趣旨は何か、いつまでに新たな社員を加入させれば、法人を継続させることができるのか、また、社員が欠亡した法人の継続について、これを容易にするような対策や配慮などがあるのか、法務当局に問う。

(答)

1 改正法案の内容

改正法案では、死亡により社員が欠けて解散した司法書士法人及び土地家屋調査士法人の清算人が、新たな社員を加入させることにより、当該法人を継続させることができる旨の規定を新設している(新司法書士法第44条の2, 新土地家屋調査士法第39条の2)(注1)。

2 法人の継続の規定を設ける趣旨

改正法案では、社員が一人の司法書士法人等の存続を許容することとしているが、これに伴い、社員が死亡して法人が解散に至るという事態が増加すると考えられる(注2)。このとき、社員の死亡により解散した司法書士法人等が新たな社員を加入させて継続する余地を認めなければ、当該司法書士法人等に社員とはなっていない司法書士等がいる場合であっても、その法人の依頼者は、別の司法書士等に改めて依頼をしなければならないなどの事態が生じ、依頼者の利益が損なわれるおそれがある。

そこで、改正法案では、死亡により社員が欠けて解散した司法書士法人等について、法人の継続を可能にしたものである。

3 継続することができる終期

解散した司法書士法人等は、清算終了に至るまで清算の目的の範囲内で存続し、清算が終了することにより、法人格は

消滅する（司法書士法第46条第3項において準用する会社法第645条，土地家屋調査士法第41条第3項において準用する会社法第645条）。

したがって，法人を継続するためには，清算が終了に至る前までに，新たに社員を加入させる必要もあると解される。

4 法人の継続について，これを容易にするような対策や配慮などがあるか

先ほど述べたとおり，司法書士法人等が解散した場合については，依頼者を保護する観点からは，できるだけ，当該法人を継続させることなどにより，受任していた事件の処理が滞らないようにする必要があるところ，法人の継続や受任事件の引継ぎ等について，対策を講じる必要があるものと認識している。

法務省としては，既に一人法人を許容している法人法制における実例（注3）も参考にしつつ，関係団体などとも協議しながら，依頼者の利益が不当に害されることのないよう努めてまいりたい（注4）（注5）。

（注1）死亡により社員が欠亡して解散した法人について，社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）に同様の規定がある。

（注2）現行法では，司法書士法人には，二人以上の社員がいることが必要とされている（現行法第44条第2項）。そして，社員が二人以上いる司法書士法人では，社員のうち一人が死亡しても，他の社員が法人の受任事務を行い，解散に至るまでに新たな社員を加入させることができるため，法人の継続の制度は設けられていなかった。

（注3）他に一人法人を認めているものとして，弁護士法（昭和24年法律第205号）及び社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）がある。

(注4) 会則上の手当の例として、一人法人を許容している社会保険労務士法人については、全国社会保険労務士会連合会会則において、社会保険労務法人の社員が一人となった場合には、予め、死亡により社員が欠亡した際に新たな社員として加入することを予定する後継候補者を法人名簿に登載しなければならないこととする(同会則第39条の4第4項)といった会則上の手当がされている。

(注5) 死亡による社員の欠亡時における解散・清算手続

社員の死亡による欠亡により、法人は解散する(司法書士法第44条第2項)。この際、死亡した社員の相続人は、死亡した社員の社員としての地位を相続することはない。もっとも、死亡した社員の退社員としての権利義務は承継することとなり、例えば、死亡社員の持分の払戻請求権、社員の負担すべき法人の債務などは承継する。

また、清算手続を実施する清算人は利害関係人の申立てにより裁判所が選任する(司法書士法第46条第3項において準用する会社法第647条第3項、司法書士法第47条第1項第7号参照)。

清算に係る計算承認は、退社員の地位を相続した相続人が行う(司法書士法第46条第3項において準用する会社法第667条第1項参照)。

計算承認により清算は終了し、法人の法人格は消滅する。

(参考) 参照条文

○新司法書士法

改正法	現行法
(解散) 第四十四条 司法書士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。 一 定款に定める理由の発生 二 総社員の同意	(解散) 第四十四条 (同上) 一～六 (同上)

<p>三 他の司法書士法人との合併 四 破産手続開始の決定 五 解散を命ずる裁判 六 第四十八条第一項第三号の規定による解散の処分 七 <u>社員の欠亡</u> (削る)</p> <p><u>2 (略)</u> <u>3 (略)</u> (司法書士法人の継続)</p> <p><u>第四十四条の二 司法書士法人の清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至った場合に限り、当該社員の相続人(第四十六条第三項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者)の同意を得て、新たに社員を加入させて司法書士法人を継続することができる。</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>2 司法書士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。</u></p> <p><u>3 (略)</u> <u>4 (略)</u></p> <p>(新設)</p>
---	--

○新土地家屋調査士法

改正法	現行法
-----	-----

<p>(解散)</p> <p>第三十九条 調査士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。</p> <p>一 定款に定める理由の発生</p> <p>二 総社員の同意</p> <p>三 他の調査士法人との合併</p> <p>四 破産手続開始の決定</p> <p>五 解散を命ずる裁判</p> <p>六 第四十三条第一項第三号の規定による解散の処分</p> <p>七 <u>社員の欠亡</u></p> <p>(削る)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(調査士法人の継続)</u></p> <p><u>第三十九条の二 調査士法人の清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人(第四十一条第三項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者)の同意を得て、新たに社員を加入</u></p>	<p>(解散)</p> <p>第三十九条 (同上)</p> <p>一～六 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 調査士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---

させて調査士法人を継続することが できる。	
--------------------------	--

○会社法（平成十七年法律第八十六号）

（清算持分会社の能力）

第六百四十五条 前条の規定により清算をする持分会社（以下「清算持分会社」という。）は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

(対大臣・副大臣・政務官)
4月11日(木)参・法務委

民事局 作成
糸数 慶子議員(沖縄)

10問 司法書士や土地家屋調査士などに対する懲戒等に関する大臣の権限について、どのような権限を法務局又は地方法務局長に対して委任することを想定しているのか、法務大臣に問う。

[答]

1 改正法案においては、法務省令により、懲戒に関する法務大臣の権限の一部を法務局又は地方法務局長に対して委任することを許容する規定を設けている(司法書士法第71条の2, 土地家屋調査士法第66条の2)。

この規定に基づいて法務局又は地方法務局長に委任する権限としては、

- ① 法令違反の事実があると思料するときに国民が行う通知等の受領の権限(司法書士法第49条第1項, 土地家屋調査士法第44条第1項)
- ② 懲戒事案の事実についての必要な調査の権限(司法書士法第49条第2項, 土地家屋調査士法第44条第2項)
- ③ 懲戒処分をしようとするときにする聴聞の手続の権限(司法書士法第49条第3項, 土地家屋調査士法第44条第3項)



を想定している（注）。

- 2 法務大臣として、改正法案の趣旨を踏まえつつ、司法書士及び土地家屋調査士について、懲戒手続の適正・合理化を実現することができるように努めて参りたい。

(注) 法務省令によって法務局・地方法務局の長に委任するのは、飽くまでも事実の調査などの法務大臣の権限の一部に止めることを想定しており、事実の認定や処分の量定の権限については、法務大臣が行使することを予定している

(参考) 参照条文

○新司法書士法

改正法	現行法
(懲戒の手続) 第四十九条 何人も、司法書士又は司法書士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、 <u>法務大臣</u> に対し、当該事実を通知し、 <u>適当な措置をとることを求めることができる。</u>	(懲戒の手続) 第四十九条 何人も、司法書士又は司法書士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、 <u>当該司法書士又は当該司法書士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長</u> に対し、当該事実を通知し、 <u>適当な措置をとることを求めることができる。</u>
2 前項の規定による通知があつたときは、 <u>法務大臣</u> は、通知された事実について必要な調査をしなければな	2 前項の規定による通知があつたときは、 <u>同項の法務局又は地方法務局の長</u> は、通知された事実について必要

<p>らない。</p> <p>3 <u>法務大臣は、第四十七条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</u></p> <p>4・5 （略）</p>	<p>な調査をしなければならない。</p> <p>3 <u>法務局又は地方法務局長は、第四十七条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</u></p> <p>4・5 （同上）</p>
<p><u>（権限の委任）</u></p> <p><u>第七十一条の二 この法律に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところにより、法務局又は地方法務局長に委任することができる。</u></p>	<p>（新設）</p>

○新土地家屋調査士法

改正法	現行法
<p><u>（懲戒の手続）</u></p> <p>第四十四条 何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、<u>法務大臣</u>に対し、当該事実を通知し、適切な措置をとることを求めることができる。</p>	<p><u>（懲戒の手続）</u></p> <p>第四十四条 何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、<u>当該調査士又は当該調査士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長</u>に対し、当該事実を通知し、適切な措置をとることを求めること</p>

<p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>法務大臣</u>は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p> <p>3 <u>法務大臣</u>は、<u>第四十二条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分</u>をしようとするときは、<u>行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</u></p> <p>4・5 （略）</p>	<p>ができる。</p> <p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>同項の法務局又は地方法務局長</u>は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p> <p>3 <u>法務局又は地方法務局長</u>は、<u>第四十二条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の処分</u>をしようとするときは、<u>行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</u></p> <p>4・5 （同上）</p>
<p><u>（権限の委任）</u> <u>第六十六条の二 この法律に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところにより、法務局又は地方法務局長に委任することができる。</u></p>	<p>（新設）</p>

【責任者：民事局 村松民事第二課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】